

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の改正について

平成 23 年 10 月
内閣官房地域活性化統合事務局

1. 改正理由

国から地方への義務付け・枠付け廃止に関する「地方分権改革推進計画」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）を踏まえ、「中心市街地の活性化に関する法律」の改正事項を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の成立に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

①「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、市町村が作成する基本計画の内容のうち、「中心市街地の活性化に関する基本的な方針」、「中心市街地の活性化の目標」及び「その他中心市街地の活性化のために必要な事項」について、その記載に努めることとして、新たに項を設け規定された。

上記を踏まえ、基本方針において目標を定めることが義務であることを前提とした書きぶりの修正を行うとともに、所要の修正を行う。

②「地方自治法の一部を改正する法律」により、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想が定められなくなったことに伴い、市町村が作成する基本計画が基本構想に即さなければならないとの記載の削除を行うとともに、所要の修正を行う。